



*JIFE (ジヤイフ) : 当社の英名「Japan Institute of Foods Ecology」の略称です。

1. 新型コロナウイルスに関する Q&A…厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00001.html

問1 「新型コロナウイルス」とは、どのようなウイルスですか。

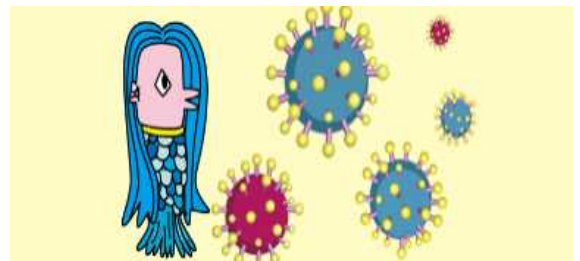
「新型コロナウイルス」はコロナウイルスのひとつです。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスも含まれます。コロナウイルスは遺伝情報としてRNAをもつRNAウイルスの一種で、粒子の一番外側に「エンベロープ」という脂質からできた二重の膜を持っています。自分自身で増えることはできませんが、粘膜などの細胞に付着して入り込んで増えることができます。健康な皮膚には入り込むことができず表面に付着するだけとされています。物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまいます。ただし、物の種類によっては24時間～72時間くらい感染する力をもつとされています。手洗いは、ウイルスを流すことができるため有効ですし、石けんを使った手洗いはコロナウイルスの膜を壊すことができるので、更に有効です。手洗いの際は、指先、指の間、手首、手のしわ等の汚れの残り易い部位は特に念入りに洗うことが重要です。また、手指消毒用アルコールも同様に脂肪の膜を壊すことによって感染力を失わせることができます

問2 新型コロナウイルス感染症にはどのように感染しますか。

一般的には飛沫感染、接触感染で感染します。閉鎖した空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。(WHOは、一般に、5分間の会話で1回の咳と同じくらいの飛まつ(約3,000個)が飛ぶと報告しています。)WHOは、新型コロナウイルスは、プラスチックの表面では最大72時間、ボール紙では最大24時間生存するなどとしています

問3 新型コロナウイルスはペットから感染しますか。

これまでのところ、新型コロナウイルスがペットから人に感染した事例は見つかっていません。普段から動物に接触した後は、手洗いや手指消毒用アルコールで消毒などを行うようにしてください。



問4 新型コロナウイルスはハエや蚊を介して感染しますか。

これまでのところ、新型コロナウイルスがハエや蚊を介して人に感染した事例は見つかっていません。なお、一般的な衛生対策として、身の回りにハエや蚊を増やさないよう周囲の清掃等を行うことが大切です。

問5 感染者が見つかった場所(外国、国内)から送られてくる手紙や輸入食品などの荷物により感染しますか。

中国やウイルスが見つかったその他の場所から積み出された物品との接触から人が新型コロナウイルスに感染したという報告はありません。WHOも、一般的にコロナウイルスは、手紙や荷物のような物での表面では長時間生き残ることができないとしています。

問6 食品を介して新型コロナウイルス感染症に感染することはありますか。

主要な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられています。2020年5月1日現在、食品(生で喫食する野菜・果実や鮮魚介類を含む。)を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告されていません。WHOからの一般的な注意として「生あるいは加熱不十分な動物の肉・肉製品の消費を避けること、それらの取り扱い・調理の際には注意すること」とされています。

【JIFE からのお知らせ】

弊社では、環境中の新型コロナウイルスの拭き取り検査の受託をしております。本検査は、医療機関や飲食店・宿泊施設等の法人を対象としております。人の手が多く触れる箇所(ドアノブ、手すり、テーブル等)について、消毒効果、清掃状態の確認のためにも積極的な検査の実施をお勧めします。

2. トピックス

①輸入食肉のHACCPに基づく衛生管理について…厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index_00013.html

令和2年6月1日から、輸入される獣畜及び家さんの肉及び臓器（以下「食肉等」という。）について、食品衛生法第11条第1項、食品衛生法施行規則第11条の2第1項により、食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための措置（以下「HACCPに基づく衛生管理」という。）が講じられている国若しくは地域又は施設において製造等された食肉等でなければ輸入してはならないこととなりました。

なお、本規定が実際に適用されるのは、令和3年6月1日ですが、食肉等を販売の用に供するために輸入する者は、告示された国等において製造し、又は加工された食肉等を輸入するよう努めなければならないとされています。新たにHACCPに基づく衛生管理が講じられていることが確実であることが確認された国等は、随時更新されます。

②鳥インフルエンザについて…食品安全委員会 https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html

2021年2月15日、千葉県において国内50例目の高病原性鳥インフルエンザの疑似患者が確認された。

食品安全委員会は、以下の理由により、我が国の現状において、家さんの肉や卵を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えています。

- ・鳥インフルエンザウイルスがヒトに感染するためには、ヒトの細胞表面の受容体に結合しなくてはなりません。私達ヒトの受容体はヒト型であり、トリ型とは異なるとされています。
- ・鳥インフルエンザウイルスは酸に弱く、ヒトの体内で胃酸などの消化液により不活化されると考えています。

3. 食中毒情報については、消費者庁

<https://www.caa.go.jp/> よりご参照ください。

食品の回収情報、事故情報については、消費者庁

<https://www.re.call.caa.go.jp/result/index.php?screenkbn=01&category=1> よりご参照ください

【JIFE からのお知らせ】 品質管理項目の試験も承っております (食品第一検査部 理化学検査課)

昨今のコロナ禍でテレワークが推奨される中、品質管理などテレワークが困難な現場では勤務体制に苦勞されている方も多いかと思えます。ローテーションでの勤務など様々な方策をご検討かと思えますが、こんな時こそ検査機関もご活用下さい。JIFE では微生物検査を始めとして、水分活性やpH、酸価・過酸化価など品質管理に関わる項目も受託しております。出荷を止めないための方策の一つとして、アウトソーシングも検討してみたいかでしょうか。

編集後記：

春がそこまでやってきましたねえ〜♪ここ最近暖かくなったかと思うと、また急に寒くなったりで、着る服装に悩まされました。風邪だけは引かないように注意しながら日々過ごしております。常にマスクをしているおかげで今年は、あまり病気にもかからず過ごせたことは、良かったと思えます。皆様も引き続き健康に注意しながらお過ごし下さいませよう宜しくお願い致します。(東)

・この情報誌は主に、農林水産省、厚生労働省、消費者庁等のホームページを参考にして作成しています。

・ご質問、ご意見等は、info@jife.co.jp 又はファクシミリにてお受けいたします。

FAX：(078)321-3069 (管理部まで) ・この情報誌は弊社ホームページからもご覧いただけます。

発行： 厚生労働省登録検査機関 ISO/IEC 17025:2017 認定試験所 大阪版食の安全安心認証制度認証機関



株式会社 日本食品エコロジー研究所 〒651-0082 神戸市中央区小野浜町1番9号

TEL：(078)321-2311 FAX：(078)321-3069 HP：<https://jife.co.jp>

